

木くず

一般廃棄物処分業許可を持っている資源化等処理施設への搬入や、堆肥化等の再生利用にご協力ください。

大津市外の施設へ搬入する場合は、事前に関係機関と協議する必要があります。

また、基本的に翌年度（4月1日～）搬入にむけての協議となりますので、大津市外の施設への搬入を検討される場合は、お早めに大津市廃棄物減量推進課までお問合せください。

家電リサイクル品

対象

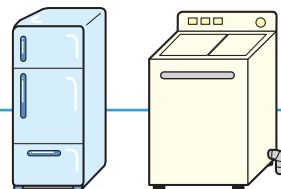
家庭用の

- ・テレビ
- ・冷蔵庫、冷凍庫
- ・洗濯機、衣類乾燥機
- ・エアコン



処理方法

- ① 購入した家電販売店、または（買い替える場合）購入する家電販売店に依頼
 - ② 排出事業者が自ら指定引取場所へ持込み
 - ③ 指定引取場所までの運搬を産業廃棄物処理業者へ依頼
- ※ すべて、リサイクル料金（②③は郵便局で支払い）が必要です。



注意事項

- ・業務用の家電は、リサイクル対象外です。産業廃棄物として処理してください。
- ・②以外は、リサイクル料金のほかに収集運搬料金が必要です。

詳しくは、一般財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センターHPへ

家電リサイクル券センター

検索

各リサイクルに関するお問合せ先

大津市環境部廃棄物減量推進課

大津市御陵町3番1号（新館3階） 電話 077-528-2802



古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維の処理を委託する場合、売却する場合の注意点



専ら再生利用の目的となる廃棄物「古紙・くず鉄（古銅等を含む）・あきびん類・古繊維」（専ら物）を、専門業者に再生利用（リサイクル）を委託する場合は、廃棄物の処理委託となり、有価物として売却する場合とは異なりますのでご注意ください。

古紙・くず鉄（古銅等を含む）・あきびん類・古繊維	
ごみ（専ら物）	有価物
<ul style="list-style-type: none">・排出事業者が処理業者へ<u>処理料金</u>を支払う。・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく。・<u>廃棄物処理契約</u>を結ぶ。	<ul style="list-style-type: none">・処理業者が排出事業者へ<u>買取代金</u>を支払う。・<u>売買契約</u>を結ぶ。